

食生活改善推進員養成講座受講生を募集します

申・問 市民健康課 保健推進係 ☎72-5189

食生活改善推進員は、食を通じた健康づくりの輪を広げるボランティア活動をしています。養成講座に参加して、自身や家族の健康づくりを仲間と一緒に楽しく学んでみませんか？



申し込みフォーム

対象 国東市民の方で健康や食生活に興味のある方
※原則、講座修了後に食生活改善推進協議会へ入会し、地域でボランティア活動ができる方

期間 令和8年6月～令和9年1月

場所 国東保健センター他

受講料 無料(地域実習では500円程度の自己負担が発生する場合があります)

準備物 筆記用具、エプロン、三角巾、手ふきタオル、米0.5合

申込期限 5月29日(金) 電話または上の二次元コードからお申し込みください。

	日時	内容
1	6月23日(火) 午前9時30分～午後1時30分	開講式、オリエンテーション 調理実習:料理の基本
2	7月30日(木) 午前9時30分～午後1時30分	講話:食品衛生について 離乳食教室見学
3	9月9日(水) 午前9時30分～午後1時30分	講話:高齢期の健康と食事 調理実習:低栄養を防ぐ食事
4	10月予定	運動教室
5	12月予定	料理教室
6	令和9年1月27日(水) 午前9時30分～午後1時30分	講話:国東市食推の活動について 調理実習:郷土料理 閉講式
その他	地域実習	中央研修会、ブロック研修会など

※予定に変更が生じた際は随時連絡いたします。

食生活改善推進員の活動例



学校での食育教室



サロンでの災害食普及啓発



研修会(調理実習)

選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度を導入します

問 選挙管理委員会 ☎72-5199

令和9年執行予定の市長選から「国東市議会議員及び国東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担します。

これは、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を育てるようするために導入するものです。

公費負担の対象と限度額	公費負担の対象	公費負担の限度額
選挙運動用ポスターの作成	候補者がポスター作成業者に支払う金額のうち、作成単価(右に示した上限単価以内)に作成枚数(右に示した上限枚数以内)を乗じた金額	上限単価 1,220円 上限枚数 150枚 ※上限枚数はポスター掲示場数 【限度額】 1,220円×150枚 = 183,000円

支払方法 市が候補者と有償契約を締結したポスター作成業者に支払います。
※候補者の供託金が没収された場合は支払うことはできません。

ため池及び頭首工の点検・管理をお願いします

問 農林水産課 農業振興係 ☎72-5167

ため池や頭首工(井堰)の管理については、用水利用者を主とした地元の皆さまにお願いしています。

近年多発する局地的大雨や集中豪雨などによる農地・農業用施設および地域住民の生命や財産への被害防止・軽減のため、気象情報に注意を払い、施設の見回り・点検を行ってください。

施設の損傷などに係る補修・復旧には、相当の時間と地元分担金を含めた費用が必要となります。適正な管理をお願いいたします。

ため池

大雨が予想される場合、事前に水位を下げるなどの予防的措置をお願いします。また日頃から流木や浮遊物の除去に努めてください。

頭首工

大雨が予想される場合、事前に堰板を外す・取水口を閉じるなどの予防的措置をお願いします。

子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業補助金のお知らせ

申・問 子育て支援課 子育て支援係 ☎72-5114 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

子育て世帯・三世帯同居世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)・高齢者世帯が行う住宅改修工事に対し、補助金を交付します。

①子育て支援型

対象工事 子ども部屋の増改築など、子どものために行う工事

補助額 補助対象経費の20%以内、上限50万円。
多子世帯(18歳以下の子どもが3人以上いる世帯)は上限70万円。

②三世帯同居支援型

対象工事 玄関・トイレ・浴室・台所のいずれかを改修または増設する工事

補助額 補助対象経費の50%以内、上限75万円。
多子世帯(18歳以下の子どもが3人以上いる世帯)は上限95万円。

③高齢者バリアフリー型

対象工事 高齢者用の寝室などの改修など、高齢者のために行う工事

補助額 補助対象経費の20%以内、上限30万円。

補助に関する注意事項

上記の補助制度は、いずれも**事前申請が必要**です。
また、詳細な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

①②子育て支援課 子育て支援係 ☎ 72-5114
③福祉課 高齢者支援係 ☎ 72-5164

認知症予防高齢者補聴器購入費助成事業のお知らせ

申・問 地域包括支援センター 包括支援係 ☎72-5184

聴力の低下により日常生活に支障をきたしている高齢者のコミュニケーション能力の維持と向上を図るため、補聴器(医療用としての要件を満たすものに限る)の購入費の一部を助成します。詳しくはお問い合わせください。

対象

次の①～⑥の全ての要件を満たす方。
①国東市に住民票を有し、市内に在住する65歳以上の方
②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象でない方
③補聴器の装着により、コミュニケーション能力の維持・向上について一定の効果が期待できると専門医が判断した方

④労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない方
⑤世帯員全員が住民税非課税世帯であること
⑥世帯員全員が住民税などの滞納がないこと

助成内容

補聴器購入費の2分の1以内(上限50,000円)
※片耳、両耳どちらでも申請可能(1回限り)

補聴器の本体のみが対象となります。

※付属品、修理、部品交換、メンテナンスなどは対象外
また、助成を受けられた方には、アンケートへの協力をお願いします。

購入の前に事前申請が必要です。交付決定前に購入した補聴器は対象外になります。